

群馬地方最低賃金審議会群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

群馬労働局一般公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命することとしているので、群馬県の区域内で群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「群馬地方最低賃金審議会群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年8月7日

群馬労働局長 上野康博



記

群馬地方最低賃金審議会群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会
委員候補者推薦要領

1. 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、群馬労働局の管轄区域内にあって、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業を営む使用者に使用される労働者又は関係者の団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、群馬労働局の管轄区域内において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業を営む使用者又は関係者の団体であること。

2. 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3. 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和8年8月28日

(3) 推薦書の提出先

群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町二丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階

国家公務員法

(昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十一条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日

群馬労働局長
上野康博 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名）

群馬地方最低賃金審議会群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会の
〔労働者代表〕委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。
〔使用者代表〕

記

ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	現職（現在の職業、所属団体、地位を すべて記入すること）	略 歴
勤 務 先 電 話 番 号			
電子メールアドレス			
F A X 番 号			
自 宅 電 話 番 号			

内 諾 書

群馬労働局長
上野康博 殿

令和 年 月 日

住 所 (〒)

氏 名

私は、群馬地方最低賃金審議会群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。